

○猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付

(第 5 条の 3 第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 3 月 15 日

審査基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根拠条項 | 第 5 条の 3 第 3 項 |
| 処分の概要 | 猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条(届出及び申請の手続)、第 22 条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請) |
| 審査基準 | |
| 標準処理期間 | 3 日(書換えにあつては 1 日) |
| 申請先 | 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課 |
| 問い合わせ先 | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 |